

オープンカウンター方式による見積依頼の公示

次のとおり見積書の提出を招請します。

令和5年12月8日

分任契約担当官

特定離島港湾事務所長 高橋 康弘

1. オープンカウンター方式による見積合わせに付する事項

- (1) 件名 特定離島港湾事務所「鉄くず」売払
- (2) 仕様等 仕様書のとおり
- (3) 引渡期間 売払代金納付を代金払込領収書により確認後、物品受領書との引換をもって引渡完了とする。
売払物件の引渡により引渡を受けた日から令和6年1月31日までの間に、売払物品を現在の所在する場所から自己負担をもって引取すること。
- (4) 引渡場所 千葉県袖ヶ浦市長浦拓1号1 袖ヶ浦6号荷捌地内

2. 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品に関する事務に従事する者にあつては、物品管理法第18条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の買受け」で「関東・甲信越地域」の競争参加資格を有する者であること又は平成25年度以降に関東地方整備局管内での売払実績があること。なお、競争参加資格を有する者は資格を証明する「資格審査結果通知書」の写しを、売払実績による場合は、売払実績が確認できる資料を添付して、見積書締め切り日の2日前の12時までに下記3. に持参、FAX又は電子メールにより提出して確認を受けること。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 見積書の提出期限の日から見積合わせ実施日までの期間に関東地方整備局（港湾空港関係）所掌の「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け

港管第 927 号)に基づく指名停止を受けていない者であること。

- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (7) 上記(3)に掲げる一般競争参加資格の決定を受けていない者が競争に参加するためには、見積合わせの時までに当該資格の決定を受けかつ、確認を受けなければならない。当該資格の決定及び確認がなされない場合は、競争に参加する資格を有しない者のした見積りに該当し、見積りを無効とする。(過去の売払実績が確認される場合を除く。)
- (8) 下記 11. 記載の現場説明会に参加したものであること。

3. 問合せ先

〒140-0001

東京都品川区北品川1-3-12 第5小池ビル5階

関東地方整備局 特定離島港湾事務所 総務課

電話03-5715-1046 FAX03-5715-1054

M a i l kitagawa-j82ab@mlit.go.jp

4. 仕様書等の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間

令和5年12月8日(金)から令和5年12月21日(木)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時15分から18時00分まで。ただし、最終日は15時00分まで。

(2) 配布場所

上記3. に記載の窓口にて配布、FAXによる送付、若しくは電子メールにより送付する。FAX若しくは電子メールにて受領した場合は、受領した旨を電話連絡すること。

5. 仕様書等の質問

- ① 仕様書等に対して質問がある場合は、令和5年12月15日(金)15時00分までに質問書(様式1又は任意の様式)を上記3. に持参、FAX又は電子メールにより提出すること。質問した場合は、その旨電話連絡をすること。
- ② 質問の回答は令和5年12月19日(火)までにFAX又は電子メールにより回答する。

6. 見積書の提出方法、期限及び場所

- (1) 見積書は持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。以下、「郵送等」という。)により提出するものとする。

(2) 提出期限

令和5年12月21日(木) 15時00分

(3) 提出場所

上記3. に同じ

(4) 提出方法

- ① 見積者は、当該売払に要する一切の諸経費を含めた契約金額を見積もるものとする。(様式2にて提出すること。)
- ② 見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含めた金額を記載すること。
- ③ 見積書の宛名は、「分任契約担当官 特定離島港湾事務所長」宛てとすること。
- ④ 代表者の記名、押印をすること。押印を省略する場合は余白に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記すること。
- ⑤ 見積書を提出する際には封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「令和5年12月22日見積合わせ〔特定離島港湾事務所「鉄くず」売払〕の見積書在中」と朱書しなければならない。
- ⑥ 同価格の見積りを行った者が二人以上あるときは、紙くじを実施する。くじ実施に必要なくじ番号を、見積書の余白に「くじ番号〇〇〇」(任意で設定した000~999までの数字)と記載すること。

7. 見積合わせの日時及び場所等

(1) 日時

令和5年12月22日(金) 15時00分

(2) 場所

上記3. に同じ

(3) その他

見積参加者の立ち会いは求めないものとする。

8. 契約の相手方の決定方法

- (1) 有効な見積りを行った者のうち、予定価格以上の見積価格で最高価格となる見積りを行った者を契約の相手方とする。
- (2) 契約の相手方となるべき同価格の見積りを行った者が二人以上あるときは、紙くじを実施のうえ、契約の相手方を決定するものとする。くじ引きの日程は電話等で速やかに通知する。くじ引きに参加することができない場合は、その者に代わって当局の契約事務に関係のない職員にくじを引かせる。
- (3) 見積合わせの結果は、FAX又は電子メールにより通知する。

9. 契約書作成の要否及び代金の支払方法

契約書の作成を要し、代金は当局が発行する納入告知書により一括即納とする。

10. 売払物件の引渡

売払代金納付を代金払込領収書により確認後、物品受領書との引換をもって引渡完了とする。

11. 現場説明会

①期間 令和5年12月8日(金)から令和5年12月21日(木)の間(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

②場所 千葉県袖ヶ浦市長浦拓1号1 袖ヶ浦六号荷捌地内

③受付 令和5年12月8日(金)から令和5年12月20日(水)までの、土曜日、日曜日及び祝日を除く、毎日10時00分から16時00分まで。

なお、見積参加者は現物確認のため現場説明会には必ず参加することとし、参加に当たっては特定離島港湾事務所 管理・利用調整課 管財担当に申し出ることとする。(電話：03-5715-1043)

12. その他

- ① 本件の見積参加にあたっては、「関東地方整備局特定離島港湾事務所オープンカウンター方式試行実施要領」を熟読すること。
- ② 当局の都合により、見積合わせを取りやめることがある。
- ③ 使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本の標準時及び単位は計量法によるものとする。

質 問 書

「特定離島港湾事務所「鉄くず」売払」について、以下のとおり質問を提出します。

会社名又は団体名		
住 所		
所 属 部 署		
提 出 者 氏 名		
連 絡 先	電 話 番 号	
	F A X	
	メールアドレス	

番号	資 料 名 等	質 問 内 容

※注意事項

1. 質問は簡潔かつ具体的に記載すること。
2. 記入欄に必要な応じて追加すること。
3. 予定価格の類推が可能となる質問事項及び、積算基準等により常識的に判断出来る質問事項は対象外とし、これに該当する質問に対しては空欄回答とする。
4. 質問書は持参、F A X又はメールにより提出すること。

様式2

見 積 書

件名： 特定離島港湾事務所「鉄くず」売払

見積 金額	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

(ただし、消費税及び地方消費税を含む。)

関東地方整備局特定離島港湾事務所オープンカウンター方式試行実施要領及びオープンカウンター方式による見積依頼の公示を承諾のうえ、上記のとおり見積りします。

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

※氏名の横に押印すること。

※押印を省略する場合は、余白に以下を記載すること。

※電話番号は必ず2つ以上記載すること。

本件責任者（会社名・部署名・氏名）

担当者（会社名・部署名・氏名）

電話番号1

電話番号2

分任契約担当官

特定離島港湾事務所長 殿